

農地中間管理事業における重点実施区域の指定等について

公益財団法人香川県農地機構農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「県規程」という。）第3条に定める「農地中間管理事業を重点的に実施する区域（以下「重点実施区域」という。）の基準」に基づき、重点実施区域等の指定について必要な事項を定める。

1. 重点実施区域の範囲

重点実施区域の範囲は、原則として市町が策定する人・農地プランの範囲内とする。

2. 重点実施区域の指定の手順

- (1) 重点実施区域の指定を希望する市町は、農地中間管理事業重点実施区域指定申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、公益財団法人香川県農地機構（以下「機構」という。）に提出するものとする。
- (2) 機構は、県規程第3条の規定によるほか、次の事項を考慮して、指定するものとする。なお、指定に当たっては土地改良事業の円滑な実施が図られるように配慮するとともに、県の意見を求めるものとする。
 - ① 人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、日本型直接支払制度、基盤整備事業等に係る地域の協議において、農地利用のあり方も議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域であること。
 - ② 人・農地プランについて、将来の農地利用に関するアンケート調査や地図による現況把握、将来の農地の担い手に関する方針の検討等、その実質化を積極的に進めていること。
 - ③ 重点実施区域内において、機構、県、市町、農業委員会等が連携して、円滑な事業展開が見込まれること。
- (3) 農地中間管理事業の重点実施区域として定めたときは、当該市町に対し、様式第2号により通知するものとし、機構のホームページにより公表するものとする。
- (4) 市町は、人・農地プランの見直し等により、重点実施区域の変更等を希望する場合は、機構に申し出るものとする。

3. モデル地区の選定について

- (1) 重点実施区域のうち、農地中間管理事業を推進するに当たって著しく効果の高い地域については、重点実施区域モデル地区（以下「モデル地区」という。）とする。
- (2) モデル地区については、機構が県の意見を踏まえ、選定するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

様式第1号

農地中間管理事業重点実施区域指定申請書

番 号
年 月 日

公益財団法人香川県農地機構
理事長 殿

住 所
市町長名

農地中間管理事業の実施に係る重点実施区域の指定について

公益財団法人香川県農地機構農地中間管理事業の実施に関する規程第3条に定める重点実施区域の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 重点実施区域

地区名：

農用地面積：

2. 農地中間管理事業の効率的かつ効果的な実施が見込まれる理由

※農地中間管理事業重点実施区域指定申請に係る事業実施計画書及び重点実施区域を明示した地図（地番、面積、地目）を添付すること。

農地中間管理事業重点実施区域指定申請に係る事業実施計画書

市町名 _____

1. 重点実施区域としての具体的活動

(1) 広報啓発活動

(2) 受付・相談活動

(3) 出し手・受け手へのアプローチ活動（農地情報提供活動を含む）

(4) 重点実施区域内におけるマッチング活動

(5) 重点的実施区域における農地中間管理事業推進に関する法律第26条に基づく協議活動（人・農地プランの見直し協議を含む）

(6) 基盤整備事業との連携活動

2. 農地中間管理事業活用目標面積

	担い手集積面積	集積率	うち機構活用面積
当初	ヘクタール	%	ヘクタール
1年目（年度）			
2年目（年度）			
3年目（年度）			
目標			

※担い手利用面積は申請年度の前年度末数字とする

3. 機構との委託契約の締結状況（予定含む）

様式第2号

第 号
年 月 日

各市町長 殿

公益財団法人香川県農地機構
理 事 長

農地中間管理事業の重点実施区域（モデル地区）の指定について（通知）

日ごろより、農地中間管理事業の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農地中間管理事業の実施に関する規程第3条の規定により下記の区域を重点実施区域に指定いたしました。

つきましては、連携を密にし、円滑な事業推進を図るため、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

重点実施区域 ○○区域